

いきいき健康づくり 参加者大募集

こころと体の健康づくりや介護予防、仲間づくりのため、教室に参加してみませんか？お試し参加・見学も大歓迎です。年々新規加入者が増えています。

【歩こう会】

◆日時 毎月第2・4金曜日

午前9時30分～11時30分

◆会場 主に村内

◆対象者 体を動かすことに興味のある方

◆費用 村外移動の場合は自己負担あり

◆内容 ウォーキング、体操、地域センターでユニカール等

【話・笑・和（わわわ）くらぶ】

◆日時 毎週水曜日（第5を除く）

午後1時～3時

◆会場 若者センター（沖田面）

◆対象者 65歳以上の方

◆費用 無料

◆内容 体操や卓球バレー、簡単な計算等の脳トレ

【さわやかクラブ】

◆日時 月2回 金曜日

◆会場 上小阿仁開発センター

◆対象者 おおむね70歳以上の方で、

関節痛や筋力低下、転倒等の心配がある方

◆費用

・自宅で使うボール代
・教室受講料は、新規参加者は4回まで無料、その後継続参加の場合は1回350円

※参加するにあたり、かかりつけの医師に相談し、指示書を提出していただきます。

※70歳未満の方で参加を希望される方はご相談ください。

希望者は、4月24日（金）まで健康推進班へご連絡ください。

（随時募集もしています。）



めざせ健康寿命日本一！

令和2年度 胃がん検診日程表

これまで例年7月に実施していた胃がん検診について、令和2年度は**4月**に実施いたします。平成30年度・31年度（令和元年度）に村の胃がん検診を受けられた方に個別に通知しております。通知が届いておらず、検診を希望される方は、健康推進班へお申し込みください。

（1）検診料金・対象・内容について

検 診 料 金		対 象 ・ 内 容
国保と後期高齢者	その他の健康保険	
無 料	2,000円	40歳以上の方（年齢基準：令和3年4月1日時点）、令和2年度無料クーポン券対象者 検診車で実施、胃の透視（レントゲン）

（2）日程・会場・対象集落について

月 日	会 場	対 象 集 落	受付時間
4月22日（水）	五反沢児童館	下五反沢・中五反沢・上五反沢	午前6時～7時
4月23日（木）	沖田面公民館	沖田面・大林・小田瀬・南沢・中茂・八木沢	午前6時～8時
4月24日（金）	保健センター	堂川・杉花・小沢田・福館	午前6時～8時
4月27日（月）	羽立集会施設	長信田・羽立・大阿瀬・下仏社・上仏社	午前6時～8時
4月28日（火）	沖田面公民館	沖田面・大海・水無	午前6時～8時

※番号札については、**午前5時30分**に各会場に設置いたします。

上小阿仁村指定給水装置工事事業者について

給水装置の工事（新設・改造・修理等）を行う場合は、水道を利用する皆様の安全等を確保するため、全国一律の基準を満たした「指定給水装置工事事業者」でなければ、工事の施工はできません。村では次のとおり、「上小阿仁村指定給水装置工事事業者」を指定しております。

工事をお申し込みの際は、下記リストにて上小阿仁村指定給水装置工事事業者であることをご確認ください。

No.	事業者名	所在地	郵便番号	住 所	電話番号
1	有限会社中田工業	上小阿仁村	018-4401	上小阿仁村沖田面字野中371	0186-77-3674
2	有限会社大栄装飾	上小阿仁村	018-4401	上小阿仁村沖田面字小蒲野道下10	0186-77-2239
3	阿仁設備	北 秋 田 市	018-4733	北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ下17番地	0186-84-2465
4	有限会社工藤設備工業所	北 秋 田 市	018-4211	北秋田市川井字松石殿1-424	0186-78-4055
5	有限会社合川水道施設工業	北 秋 田 市	018-4211	北秋田市川井字オノ神64-33	0186-78-2854
6	秋田土建株式会社	北 秋 田 市	018-4301	北秋田市米内沢字倉ノ沢出口5-1	0186-72-3001
7	有限会社中嶋施設工業	北 秋 田 市	018-3454	北秋田市脇神字中金堀145-2	0186-62-1798
8	有限会社ヤマグチ	北 秋 田 市	018-4621	北秋田市阿仁荒瀬字向岱10	0186-82-3330
9	有限会社武石配管工業	北 秋 田 市	018-4301	北秋田市米内沢字鶴田岱149-2	0186-72-4078
10	北秋田総合設備有限会社	北 秋 田 市	018-4303	北秋田市本城字中島76-8	0186-72-3189
11	有限会社藤島設備工業	北 秋 田 市	018-3313	北秋田市旭町14-3	0186-62-1086
12	シゲ・エンジニアリング	北 秋 田 市	018-4203	北秋田市木戸石字屋布岱139-1	0186-78-3622
13	日通プロパン鷹巣販売有限会社	北 秋 田 市	018-3301	北秋田市綴子字中堤82-2	0186-62-1748
14	株式会社柴田水道施設	北 秋 田 市	018-3301	北秋田市綴子字佐戸岱79-122	0186-62-9706
15	有限会社トシ設備工業	北 秋 田 市	018-4301	北秋田市米内沢字林の腰31-6	0186-72-3753
16	株式会社森吉酸素工業所	北 秋 田 市	018-4301	北秋田市米内沢字上強瀬5-1	0186-72-3346
17	土佐設備	北 秋 田 市	018-3331	北秋田市鷹巣字愛宕下55-17	0186-62-3650
18	有限会社和田設備工業	北 秋 田 市	018-3321	北秋田市松葉町12-19	0186-62-2459
19	有限会社藤原工務店	秋 田 市	010-1608	秋田市新屋北浜町3-41	018-824-3843
20	山二施設工業株式会社	秋 田 市	010-0951	秋田市山王5丁目1-7	018-823-8146
21	山岡工業株式会社	秋 田 市	010-1415	秋田市御所野湯本2丁目1-5	018-826-1616
22	藤岡工業	秋 田 市	011-0915	秋田市飯島緑丘町3-4	018-846-2633
23	株式会社北勢工業	秋 田 市	010-1421	秋田市仁井田本町五丁目1-62	018-839-6516
24	総合施設株式会社	秋 田 市	010-0802	秋田市外旭川字三千刈106-1	018-823-5073
25	株式会社古沢総業	大 館 市	017-0897	大館市字三ノ丸39	0186-42-0288
26	有限会社高橋電気商会	大 館 市	018-3501	大館市岩瀬字谷地の平3-272	0186-54-2038
27	有限会社オーエンス	大 館 市	018-3505	大館市早口字堤の沢64番地26	0186-54-0560
28	有限会社ヒカリ設備工業	大 館 市	017-0836	大館市池内字田中741番地	0186-43-0716
29	有限会社木次谷設備	大 館 市	018-5606	大館市葛原字屋布後66-1	0186-52-3126
30	株式会社カンザイ	鹿 角 市	018-5201	鹿角市花輪字新田町16-48	0186-23-7486
31	株式会社柴田ボイラ工業	能 代 市	016-0122	能代市扇田字四ツ屋25-187	0185-58-3505
32	中央興業	八 郎 潟 町	018-1629	八郎潟町字中嶋336-50	018-875-5105
33	有限会社猿田設備	五 城 目 町	018-1723	五城目町上樋口字下川原1-9	018-852-3152
34	株式会社協立	能 代 市	016-0813	能代市能代町字中川原33-57	0185-52-6361
35	有限会社佐藤燃料水道工事店	能 代 市	018-3152	能代市二ツ井町字下野家後91-1	0185-75-4634
36	高橋施設	三 種 町	018-2305	山本郡三種町外岡字逆川112-6	0185-83-5000
37	株式会社クラシアン	横 浜 市	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地1	045-473-8181

下水道・農業集落排水の廃止・中止・変更のあった場合は届出が必要です

家屋を解体し、下水道の使用を廃止する場合、又は長期間不在となり一時的に中止する場合は、「下水道使用開始等届」により、下水道使用の廃止又は中止を届け出てください。届出が提出されませんと下水道使用料が引き続き賦課されます。家屋を解体する時、公共桟接続部の処理については申請が必要となりますので建設課へお問い合わせください。

また、転出・転入等により使用人数が変更になる場合も届出が必要です。

徴収されている料金が、現在居住する人数と合致しているか、ご確認ください。

基本料金

1715円

下水道料金1人当たり料金

水洗便所有りの場合

572円

水洗便所なしの場合

524円

※別途、消費税が加算されます。

問い合わせ先

建設課 建設班 ☎(77)2224

水道料金のお知らせ

令和2年4月からの料金体系をお知らせします。

水道事業の一元化により、村の料金体系は全地区統一料金となっています。

なお、料金の納付については、口座振替により納付ができますので、金融機関へお申し込みください。

(金融機関・北都銀行、秋田銀行、東北労働金庫、秋田たかのす農業協同組合、ゆうちょ銀行)

基本料金

(10立方メートルまで)

2500円

超過料金

(超過1立方メートルにつき)

50円

※別途、消費税が加算されます。

問い合わせ先

建設課 建設班 ☎(77)2224



水道使用量のお知らせ

冬期間(12月から3月分)の水道使用量については、推定使用量とな

っています。お知らせ表の今回ご請求予定金額については水道料と下水道料の合計が表示されています。

メーター検針した後、「水道使用量のお知らせ」により、水道使用量をお知らせします。

問い合わせ先

建設課 建設班 ☎(77)2224

針時の下水道使用料(下水道使用料)・

水道使用量のお知らせ(見本)

水道使用量のお知らせ

設置場所 様

お客様番号	25.11.27	本位番号	
口番	1300	検針員	事業所
月	25年11月分	検針期間	25.10.22 ~ 25.11.27
今期推計	72 m ³	前月推計	72 m ³
検定使用量(一)	0 m ³	旧メーター水量(+)	0 m ³
今期水道使用量	0 m ³	今期汚水量	0 m ³
前月水道使用量	0 m ³	前月汚水量	0 m ³
前々月水道使用量	1 m ³	前々月汚水量	0 m ³
予定水道料金(円)		予定下水道使用料(円)	
基本料金	2,625	基本料金	1,800
超過料金	0	超過料金	0
メーター使用料	105	メーター使用料	0
消費税		消費税	
計	2,730	計	1,800
今回ご請求予定金額	4,530円		

●口座振替のお客様の振替予定は 12月25日 です。

検針員名
お客様へ

前月分の口座振替のお知らせ

※このお知らせでは、料金のお支払はできません。

口座振替のお客様へ	口座振替済のお知らせ
振替日	25年10月31日
水道料金	2,730円
下水道使用料	1,800円
合計金額	4,530円

お問い合わせは上小阿仁村建設課へお願いします。
TEL 0186-77-2224 FAX 0186-77-2227

介護保険からのお知らせ

介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支えるため、必要な費用を保険料と公費（国・県・村で負担）でまかいます。

65歳になると介護保険制度の「第1号被保険者」となります。40歳から医療保険（国民健康保険や社会保険など）より介護分として納めていただいていた介護保険料を、直接納めていただくようになります。

介護保険料は、6月に住民税が確定するため、7月以降に年間の保険料額が決まります。

介護保険料の納め方と納める時期

介護保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

① 特別徴収とは

特別徴収とは、年金支払者（日本年金機構などの特別徴収義務者）が、年金を支払う際にその年金から介護保険料を天引きし、まとめて市町村に納入することをいいます。そのため、上小阿仁村に対して年金支払者から通知があった方（主に、65歳以上で年金を1年ほど継続して受給されている方で、下記の条件に該当する方）が対象となります。

- 令和2年4月1日現在で、老齢基礎年金などの公的年金を受給しており、その受給額が年間18万円（1月あたり1万5千円）以上であること。
- 令和2年4月1日現在で村内に住所があり、年金支払者に正しい住所を届け出ていること。

すでに特別徴収をされている方については、2月の天引き額と同額が4月・6月・8月の3回、天引きされ、7月以降に決定された年間の保険料額との差額分を10月・12月・翌2月の3回で天引きを行います。

② 普通徴収とは

普通徴収とは、特別徴収に該当しない方で、納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

また、すでに年金受給額が18万円以上の方であっても次のような場合は普通徴収で納めていただくことになります。

- 保険料が増額となった



増額分を納付書で納めます。

- 年度の途中で65歳になった
- 年度の途中で他市町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差止になった



日本年金機構から特別対象者として把握される月（4月・6月・8月・10月・1月・2月）のおおむね6か月後から天引きとなります。それまでは納付書で納めます。

普通徴収の納入時期（納期）は7月から翌年2月まで、年8回となります。

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	随時
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	随時期

村営住宅の入居者募集

公営住宅

・沖田面団地

沖田面字長根沢346番地

木造平屋4LDK(H7建築)1戸

(家賃1万8000円〜2万6800円)

木造平屋2LDK(H7建築)1戸

(家賃1万3400円〜1万9900円)

・古川布団地

木造平屋3LDK(H6建築)1戸

(家賃1万5500円〜2万3000円)

木造平屋4LDK(H6建築)2戸

(家賃1万8400円〜2万7400円)

・単独住宅

・水無団地

沖田面字水無31番地

木造平屋2DK(H12建築)1戸

(家賃6000円〜1万2000円)

※高齢者等に限る

・特定公共賃貸住宅

・沖田面団地

沖田面字長根沢345番地

木造平屋3LDK(H8建築)2戸

(家賃4万2000円)

・小沢田団地

木造平屋4LDK(H14建築)1戸

(家賃4万2000円)

・入居資格

・収入基準（世帯月額所得）を満たすこと

・公営住宅及び単独住宅

15万8000円以下

・特定公共賃貸住宅

15万8000円超48万7000円

以下で同居親族を有すること
・住宅に困窮していることが明らか
なこと

・村税等を滞納していないこと

・家賃 世帯人員数、所得等に
応じて決定します。

・敷金

家賃の3か月分

募集期間 4月10日(金)〜20日(月)

※土日祝日除く

・申込方法

入居申請書に必要事項を記入して、
必要書類を添付し提出してください。

※必要書類（入居する方全員分）

・住民票 ・所得証明書

・納税証明書

※応募者多数の場合は審査にて決定
します。

●問い合わせ先

建設課 建設班 ☎(77)2224

全村「斉クリーンアップ」

日時 令和2年4月12日(日)

場所 午前6時から

・内容

各集落公民館前に午前5時50分ま
でに集合してください。

・内容

各集落で主要道路・公園・公民館
などの清掃をお願いいたします。

●問い合わせ先

住民福祉課 住民福祉班

☎(77)2222

コアニティールンタルーム
使用者募集します

1階 事務室1室(26・49㎡)

木造新築、LED照明、エアコン、
IHキッチン、電気給湯、トイレ、
駐車場有り、

※交流拠点施設と併設しているため、
ホール、会議室等利用しやすい環
境です。

・家賃

月額 3万円/室

・光熱水費

使用者負担

・申込方法

施設使用申込書に必要
事項を記入して、必要書類を添付
し提出してください。

※法人、個人、グループでの申し込
みが可能です。使用期間はおおむ
ね年単位で使用していただきます。
事業計画書、企業については企業
概要書、定款、法人登記簿謄本、
納税証明書を提出してください。
個人、グループについては住民票
の写し、納税証明書を提出してく
ださい。

※書類による審査とプレゼンによる
選考会を実施して決定します。

●問い合わせ先

総務課 企画班 ☎(77)2221

第11回特別弔慰金が
支給されます

戦後75周年にあたり、今日の我が
国の平和の礎となった戦没者などの
尊い犠牲に思いをいたし、国として
改めて弔慰の意を表すため、戦没者
などのご遺族に特別弔慰金（記名国
債）が支給されます。請求手続きな
ど、詳しくはお問合せください。

●支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、
令和2年4月1日（基準日）におい
て、遺族年金等の受給を受ける方が
いない場合に、最も先順位の方が
※要件により順位が入れ替わります。

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期間

令和2年4月1日〜
令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると特別弔慰金を
受けることができなくなりますの
で、ご注意ください。

●問い合わせ・申請先

住民福祉課住民福祉班

☎(77)2222

上小阿仁村住宅 リフォーム支援事業

昨年度に引き続き、村内にある住宅の増改築・リフォームを行う方を支援しています。

■補助対象者及び補助額

村内にお住まいの方で、自己所有あるいは家族所有の村内にある住宅を増改築、又はリフォームする方。
(工事完了後に村内に転居する方を含む)

●一般世帯(持家)

工事費の10% 最大20万円

※過去に補助を受けている場合は合わせて上限20万円

●多子世帯(持家)

(18歳以下の子どもが3人以上の親子世帯)

工事費の20% 最大40万円

※過去に補助を受けている場合は合わせて上限40万円

●子育て世帯(空き家購入後)

(空き家を購入し、18歳以下の子どもが1人以上の親子世帯)

工事費の30% 最大60万円

※過去に補助を受けている場合は合わせて上限60万円

村税、その他の公共料金を完納されている方

■補助対象工事

- ・工事に関する経費50万円以上
- ・村内に本店を有する建設業者等が施行

■事業の実施期間

令和3年3月12日までに完了実績報告書を提出

●問い合わせ・提出先

建設課・建設班 ☎(77)2224



固定資産税 課税台帳を縦覧します

村では、次のとおり固定資産税課税台帳を縦覧に供します。

■縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)

午前8時30分～午後5時
(土、日、祝日を除きます。)

■縦覧場所

住民福祉課 税務保険班窓口

●問い合わせ先

住民福祉課 税務保険班

☎(77)2221

浄化槽(合併処理浄化槽) を設置しませんか

村では豊かな自然を守り、村民のみなさんが快適な生活をおくることができるように、平成5年度から継続的に国、県の補助制度を活用して浄化槽の整備を進めています。

令和2年度の個人設置型浄化槽補助金の申請を受付します。

■募集枠

1基

■応募期限

7月末

■対象地域

大阿瀬・堂川・小田瀬・南沢・不動羅・中茂・八木沢

■交付対象

主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅等も含まれます。

■補助金額

5人槽 42万9000円

(延床面積 130㎡以下)

7人槽 53万4000円

(延床面積 130㎡超)

※浄化槽の大きさは家の延床面積、使用人数等によって決まります。

●問い合わせ・提出先

建設課・建設班 ☎(77)2224

北秋田障害者就業・生活支援センター 出張相談会のお知らせ

北秋田障害者就業・生活支援センター(通称「ナカボツ」)は、障害のある方の就業・生活に関する総合窓口です。

障害のある方、事業主の皆様の様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携して、地域で働くことや生活面についてのサポートを行います。

ご相談は、北秋田障害者就業・生活支援センターの職員がお受けします。皆様お気軽にご相談ください。

■実施日時

毎月第1金曜日

午後2時～午後4時

■場所

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設 コアニティ

○予約は不要

○直接会場へおいでください。

●お問い合わせ先

北秋田障害者就業・生活支援センター
☎(67)6003

住民福祉課 住民福祉班

☎(77)2222